

成年後見人等への通知送付先登録届（新規・変更・取消し）

(宛先) 菊川市長・菊川市福祉事務所長・静岡県後期高齢者医療広域連合長

受付印

下記のとおり、本人（被後見人等）あてに送付される郵便物等に係る送付先登録の届出を  
 します。なお、本届出内容について、関係課で情報を共有することに同意します。  
 また、送付先登録に伴う一切の責任については、届出人が負い、添付書類の記載内容につ  
 いては、現在も相違ありません。

届出年月日		年 月 日	
後見人等 (届出人)	フリガナ		
	氏名 (法人名)	印	本人（被後見人等）との関係に○をつけてください 後見人・保佐人・補助人・任意後見人
	住所 (所在地)	〒	
	電話	電話 ( )	
	方書		
	【送付先を住所地以外に設定される場合はご記入ください】		
	〒	電話 ( )	

(被後見人等)	フリガナ		
	氏名	生年月日	明大昭平 年 月 日
	住所 電話	〒 電話 ( )	

【後見人等と窓口に来た人が同じ場合は、記入不要】

窓口に来た人	フリガナ		
	氏名	生年月日	明大昭平 年 月 日
	住所 電話	〒 電話 ( )	

添付書類	窓口に来た人	提出するもの
	後見人	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書または、審判書の原本を提示の上、写しを提出 <input type="checkbox"/> 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・社員証・その他）提示
	保佐人、補助人 任意後見人	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書または、審判書の原本を提示の上、写しを提出 <input type="checkbox"/> 代理行為目録の原本を提示の上、写しを提出 <input type="checkbox"/> 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・社員証・その他）提示
	後見人等から委任された人	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書または、審判書の原本を提示の上、写しを提出 <input type="checkbox"/> 代理行為目録（※委任者が保佐人又は補助人の場合）の原本を提示の上、写しを提出 <input type="checkbox"/> 身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・社員証・その他）提示

郵便物等の送付先の登録を希望する項目に☑（チェック）をつけてください。

市役所  
記載欄

項目	チェック欄	送付物の種類	担当課	送付先登録
税金		市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税に係る申告書、納税通知書、督促状、過誤納金還付に関する書類等	税務課	可・不可
上下水道		上下水道料金納入通知書兼領収書（上下水道料金納付書）	水道課 下水道課	可・不可
		使用水量等のお知らせ（検針票） （※住所によっては菊川市以外の給水区域となる場合があります）		可・不可
国民健康保険		資格関係（被保険者証、高齢受給者証等） 給付関係（療養費・高額療養費・限度額認定証に関する書類等）	市民課	可・不可
後期高齢者医療保険		資格関係（被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証等） 賦課関係（保険料額決定・更正通知書） 収納関係（督促状、過誤納金還付に関する書類） 給付関係（高額療養費支給申請書、高額療養費支給決定通知書等）	市民課	可・不可
介護保険		保険料関係（納入通知、督促状、過誤納金還付に関する書類等）	長寿介護課	可・不可
		給付関係（高額介護サービス費、住宅改修、福祉用具、負担割合証等）		可・不可
		負担軽減関係（負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減等）		可・不可
		認定関係（要介護認定に係る更新、要介護認定に関する通知）		可・不可
高齢者福祉		在宅福祉サービス支給開始（廃止）通知、利用料納入通知等	長寿介護課	可・不可
障がい者福祉		自立支援医療費（精神通院・更正医療・育成医療）に関する更新通知等	福祉課	可・不可
		障害者手帳（身体・療育・精神）に関する更新通知等		可・不可
		障害福祉サービスに関する更新通知等		可・不可
		重度障害者（児）医療費助成金に関する更新、支払通知等		可・不可
		各種手当（特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・扶養共済）に関する更新、現況届等通知		可・不可
生活保護		保護（開始・変更・停止・廃止）決定通知、生活保護費に関する通知等	福祉課	可・不可
市営住宅		市営住宅に関する通知等	都市計画課	可・不可
占用		道路、河川の占用に関する通知等	建設課	可・不可

《注意事項》

- 登録に関し、年齢未到達などで非該当となった場合は、該当した時点で改めて手続きが必要となります。
- 本届書は、チェックの有無に関わらず上記すべての担当課へ回覧します。チェックの記載されていない項目についても、該当がある場合には、担当課において変更手続きを行います。
- 届出した日から、送付先の変更が完了するまでに時間を要することがあります。  
その場合、従前の住所に通知が送付されることがありますので、御了承ください。
- 後日、担当課から問い合わせする場合があります。
- 後見人等の転居で送付先が変更になった場合などは、その旨の届出(変更)をお願いします。

＜ 市役所記載欄（後見人等へ返信） ＞

項目	登録不可の理由	項目	登録不可の理由
税金	市県民税	介護保険	保険料関係
	固定資産税・都市計画税		給付関係
	軽自動車税		負担軽減関係
	国民健康保険税		認定関係
上下水道	水道料金納付書	高齢者福祉	福祉サービス関係
	検針票	障がい者福祉	自立支援医療
国民健康保険	資格関係		障害者手帳
	賦課・収納関係		障害福祉サービス
	給付関係		医療費助成
後期高齢者医療保険	資格関係		各種手当
	賦課関係	生活保護	生活保護関係
	収納関係	市営住宅	市営住宅関係
	給付関係	占用	占用関係